

承第4号

専決処分の承認について（令和5年度下呂市一般会計補正予算
（第4号））

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和5年9月1日提出

下呂市長 山内 登

提 案 理 由

観光庁より事業採択を受けた「歴史的資源を活用した観光まちづくり事業化支援事業」に必要な経費について、早急に補正対応をする必要が生じ専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるもの。

専第5号

専決処分書（令和5年度下呂市一般会計補正予算（第4号））

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和5年度下呂市一般会計補正予算（第4号）を、別紙のとおり専決処分する。

令和5年7月21日

下呂市長 山内 登

令和5年度下呂市一般会計補正予算（第4号）

令和5年度下呂市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23,305,520千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

【第1表】

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
21. 諸収入		621,122	10,000	631,122
	05. 雑入	317,113	10,000	327,113
歳入	合計	23,295,520	10,000	23,305,520

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
07. 商工費		880,279	10,000	890,279
	02. 観光費	414,102	10,000	424,102
歳出	合計	23,295,520	10,000	23,305,520

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
21. 諸収入	621,122	10,000	631,122
歳入合計	23,295,520	10,000	23,305,520

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
07. 商工費	880,279	10,000	890,279			10,000	
歳出合計	23,295,520	10,000	23,305,520			10,000	

歳入・歳出【総括】

歳入【諸収入】

2 歳入

(款) 21. 諸収入

(項) 05. 雑入

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
01. 雑入	317,113	10,000	327,113	05. 商工雑入	10,000	歴史的資源を活用した観光まちづくり推進事業費
計	317,113	10,000	327,113			

3 歳出

(款) 07. 商工費

(項) 02. 観光費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
02. 観光振興費	231,243	10,000	241,243			10,000		08. 旅費	82	歴史的資源を活用した観光まちづくり事業化支援事業 旅費 普通旅費 需用費 消耗品費 委託料 諸委託料
						10,000		10. 需用費	69	
						<諸収入 10,000>		消耗品費	69	
								12. 委託料	9,849	
								諸委託料	9,849	
計	414,102	10,000	424,102			10,000				

歳出【商工費】

